

第4 1回さいたま地方裁判所委員会議事概要

第1 日時

令和6年2月9日（金）午後2時から午後3時30分

第2 場所

さいたま地方裁判所裁判員候補者室

第3 出席委員（五十音順、敬称略）

岩本憲武、沖中康人、亀崎美苗、木原貴之、小出邦夫（委員長）、佐々木一夫、佐藤彰宏、菅谷大岳、鈴木朋子、牧野丘、増田文治、松苗弘幸、森田拓志

第4 議題

「裁判員広報について」

第5 議事

1 開会

2 新任委員の紹介（菅谷委員、森田委員）

3 上記委員以外の委員からのあいさつ

4 説明担当者による説明等

(1) 裁判員広報動画の視聴

(2) さいたま地方裁判所刑事部裁判員調整官及び同総務課課長補佐から、裁判員広報についての説明

5 意見交換

（発言者：◎委員長、○委員、■説明担当者）

- ◎ 本日は、これまでさいたま地方裁判所において行ってきた裁判員広報に関する問題点や改善点等について伺いたい。具体的には、裁判員の資格が18歳以上に引き上げられたことに伴って、特に若年層が裁判員になることに不安を感じているとすれば、その解消のための働きかけとしてどのようなもの

が考えられるか、裁判員等経験者の声を広く国民に届けるにはどのようにするのがよいのか、高校生や大学生に裁判所で行う各種イベントにどうしたら興味を持ってもらえるか、SNSやYouTubeを多くの方に見ていただくにはどうしたらいいのか等について、意見を伺いたいと考えている。

前回の本委員会においては、採用広報について御意見を伺ったが、その際の御指摘として、裁判所で行う広報は裁判所目線になりがちで、自己満足的になっているのではないかと、受け手が知りたい情報に対して適切に応えていないのではないかとという点があった。

そのような点も踏まえ、裁判員制度という、若年層を含め一般国民に関心が高くない制度について、選任されたときに不安を感じることがないように普段から安心材料となる情報を提供しておくというのは、かなり難しいことと思う。しかし、司法制度改革において掲げられた刑事裁判における国民的基盤の確立のため、裁判を身近に感じてもらう必要があることから、これまでの裁判員広報についてどのようにお考えになり、これからどのように働きかけていくのが良いか等、御意見を伺いたい。

- 何点か確認をさせていただきたい。広報紙では、辞退できる場合として、70歳以上、学生その他とあるが、これは辞退ができるということでしょうか。また、一度裁判員に選任された後、2回、3回と選任される可能性はあるのか。
- ◎ 辞退の事由についてはそのとおりであり、一定の場合には辞退することができるというものである。また、同じ方が複数回候補者に選定される可能性はある。
- 例えば、反社会性のある方や職業に関することで制限されるようなことはあるのか。
- ◎ 職業のみを理由として制限されることは原則としてないが、不公平な裁判をする可能性のある人を除外するための裁判長の質問の手続きがある。検察官や弁護人は、候補者について不選任の請求をすることができる。

- 一定の前科のある方については欠格事由として定められているので、候補者になった段階で裁判所から照会させていただくことはある。複数回という点については、裁判員候補者名簿は1年毎に編成され、その1年の間に1回選任されると、同じ年に再度選任されることはない。ただ、翌年の名簿の編成においては、前年に裁判員に選任されたかどうかは関係ないので、2年連続して名簿に載り、候補者に選定される可能性はある。その場合は、一度裁判員に選任されると、その後5年間は無条件で辞退の申出ができることになっている。
- ぜひやってみたいと思った人が裁判員になれるわけではないということだよいか。
- ◎ そのとおりである。裁判員になるには、選挙人名簿からくじで選ばれて候補者名簿に載り、その後裁判員として選任される必要があるので、希望したからといってなれるものではない。
- 選任される方々が裁判員制度に関するY o u T u b eなどを普段から見ている確率はかなり低いということであったが、Y o u T u b eなどの媒体よりも、先ほど視聴した広報動画やテレビドラマのほうが、広報として効果があるのではないか。
- 裁判所が行っている広報活動を拝見し、発信する内容を工夫されていておもしろいと思ったが、例えば、マスコミから取材依頼があった場合に、裁判所ではどの程度前向きに回答しておられるのか。実は、制度の開始時に、討論番組、バラエティ、ワイドショー、週刊誌などいろいろなところから取材依頼があり、法務省は基本的にそれらの取材を受けていたのだが、その際、裁判所はハードルが高いということで、結局、法務省に取材依頼が来るということもあった。現在、取材依頼があったり、ドラマや映画で監修やアドバイスを求められたときなどは、どの程度応じられているのか。
- 個別の案件に応じて検討することになるが、上級庁である高裁や最高裁に意見を求め、その回答に基づいて判断することもあるので、イメージされて

いるとおり、時間はかかる場合があるし、敷居が高いと受け止められるところはあると思う。

◎ 先ほど御紹介させていただいた裁判員等経験者との座談会のような、広報目的のイベントについては取材に積極的に応じているが、個別取材の依頼があった場合にどのように応じるかについては、さいたま地裁だけで決めることは難しいのではないかと考えている。

○ 裁判員裁判に参加してよかったという人が97%程度いるとのことだが、そのことと、参加する前の不安、このギャップが大きいと思う。この点は、もっと周知されていいのではないか。この数字のインパクトは大きいと感じた。

また、若い世代にイベントに興味を持ってもらう点については、ドラマやアニメで法廷ものは割と人気があるジャンルなので、タイアップまでは難しいかもしれないが、イベントなどできればいいのではないか。また、当社を知ってもらうイベントでは理屈を言ってもなかなか伝わらないので、機材や中継車に触ってもらう、テレビのセットを作ってもらうなど、少しでも参加感のあるイベントとするようにしているが、そうすることで若い人たちへの呼びかけとして効果があるのではないか。広報のやり方としても、裁判所から広報するのではなく、裁判員等経験者が拡散していく形にすると、もっと広がっていくのではないか。

◎ 確かに、経験された方にいい経験をしたと回答していただくことは、裁判所としての強みであると思う。裁判員等経験者との意見交換会に出ていただき、その内容を発信していただくということもしているが、そのようなイベント的な広報を充実させていければと思う。

また、実際に模擬の評議に参加したり、法廷を見たり、裁判官と生で話す機会等についても積極的に評価する意見があり、そのような点も重要視しながら進めていきたい。若手の経験者を中心に広報していただくことも考えているところである。

- 裁判員裁判の判決の段階で裁判官が誘導するというか、こういう例がありますよと説明されることもあると思うが、どの程度裁判員の意見を聞いているのか。先日、ある事件の裁判員裁判で裁判員が記者会見をしているのを報道で見て、その点がまず頭に浮かんだ。あれだけ大変な事件で、どこまで裁判官と意見調整ができたのかと感じた。

また、イベントやホームページやY o u T u b eというのは、そこに自ら行かなければ見れないので、やはり裁判所から出張する方法がいいのではないか。例えば、大学祭に出張し、若者が多くいる場所で発信していく、攻めていくという方向性でいくことが、一番遅いようで早い方法ではないかと思う。

- ◎ 確かに、ホームページにしてもY o u T u b eにしても、自分で操作して見に行かなければならないものは、関心がなければ見ることもない。そこで、教育関係者などに対する広報が重要だと考えており、学校に出前講義に行き、模擬の評議を行ったり、公民の科目の場で裁判員裁判などの裁判関係の授業を行うことを通じて、若手に関心を持ってもらえるようなことも重視しようと考えている。

また、裁判員が評議において裁判官に誘導されているのではないかという点については、裁判員と裁判官の発言権は対等であり、裁判官が誘導して方向性を示すというよりは、論点整理をして判断しやすい議論の筋道を設定した上で、裁判員に自分の考えを述べていただきながら、お互いに議論して決定していくものである。裁判官が主導してしまえば、裁判員制度の目的である刑事裁判の国民的基盤が失われることになる。ただ、制度上も実際も、裁判員は6人、裁判官は3人であるので、裁判官の意見が裁判員の意見を上回るということはない。

- 出前講義は、制度開始時から実施しており、例えば、判決後、短時間ではあるが裁判員の方々から感想を聞く時間を作らせていただいているが、その際に、今後、意見交換会への参加をお願いし、エントリー用紙を書いていた

だいたり、お帰りになった後、職場などで裁判員制度に関する集まりなどがある場合に、裁判所にお声がけいただければ出前講義にうかがいますというような、出前講義の案内もさせていただいているところである。そして、出前講義の依頼があれば、事件を担当した右陪席等が赴いて話をするというようなことは、全国各地で一定程度実現していると認識している。

また、最近では18、19歳の若い方々も裁判員に参加するようになっているので、学校の先生などに積極的に働きかけ、教育の場で裁判員制度について説明していただき、ハードルを低くすることができないかという取り組みも行っている。

- 出前講義をしているということは、あまり知られていないと思うので、もっと広報してもいいのではないか。
- ◎ 裁判員へのアンケート結果等を広報させていただいているが、意見を言える自由な雰囲気の中で裁判官に話を振ってもらったなど、評価を頂いているところであり、自由に発言しながらの評議ができている実態なのではないかと思っている。
- 裁判員制度や裁判所に関する広報は、限界に挑戦して相当頑張っておられるのではないか。やれることに限界もある中で、非常に努力されているのではないかというのが、率直な感想であり、日弁連や埼玉弁護士会でも見本にできるところはしたいと思っている。

ただ、一つ気になったのは、裁判は公開されているので傍聴ができる、という情報は、あまり広報の中で見たことがない。裁判の傍聴について、例えば、どうしたら傍聴できるのかなどというような情報がもっとあってもいいのではないかと思う。刑事裁判についてはニュースでも報道されるし、国民の関心は高いと思うが、実際触れられる情報は文字情報と法廷の静止画像と法廷画家が書いた法廷画であり、一般の人が裁判を傍聴したいと思った場合、どこに行けばどのような裁判を傍聴できるのかというのを、もっとわかりやすくするのがいいのではないか。今も裁判員裁判については開廷情報が

掲載されてはいるが、事件番号と法廷と大雑把な審理日程だけであり、また、法廷に行ってみたらやっていないということもある。実際にやっている事件の情報提供と、裁判員制度全体や裁判所に対する広報と、その両方を充実させていくことが必要ではないか。

- ◎ 傍聴は誰でもできるということを知らない人もいると思うので、裁判の公開についてももっと広報していきたい。
- 広報用の資料は非常によくできていると思うが、資料を見た人が、もう少し詳しく調べてみようと思われたいと裁判員制度に関するホームページにアクセスすると、説明文等の文字が多く、回答も、法律でこうなっていますというような内容で、そのようなものかもしれないが、それはどうなのか、との感想を持った。97%の人がいい経験だったと回答しているのはいいことではあるが、むしろ、選任される前に感じていた不安に対して、経験後にどう思ったのかという点を知りたいと思った。選任されるのは法律に関して素人の方なので、法律に詳しくない人が裁判員になれるのかということよりも、そういったところに興味を持たれるのではないか。

他方で、被告人との関係、守秘義務との関係、取材を受けたらどう対応したらいいのかというような経験についても、もっと生の経験として伝わってくる方がいいのではないか。一回やってよかったというだけでなく、一回やってみて、思っていたより不安がなかったという方が大事なのではないかと思う。

- 報道に携わる者として、興味のないものに興味を持ってもらう機会を作ることの難しさを感じている。新聞報道は堅いと思われていて、実際扱っているものには堅い内容のものも多いが、そこにこそ我々が必要だと思って書いているものがあるのだが、逆に見てもらえないというところがある。

制度開始から10年目の裁判員に関するデータを見せていただいたが、裁判員になる前はなりたくないと思っていたけれど、やってみるととてもやりがいがあったというのは、詳しくは知らなかったがやってみたらすごく良か

ったということだと思う。これをいい例だと見るか悪い例だと見るかという観点からすると、周知がしきれてないということでもあり、やりがいの共有がもっと進めば、もともとやりたいと思っていたという人が増えていくのではないか。

どのような周知をするかという点であるが、裁判は公開されているものと受け止めつつも、ではなぜ傍聴席はこれだけ限られているのかとか、傍聴希望で並んでる人全員に傍聴させる仕組みはできないのかとか、海外のように裁判のテレビ中継はできないのかとか、国民に司法参加してもらいたいと言っているにも関わらず、どっちなのかということは日々感じているところではある。ただ、裁判所側からすると、すべてをオープンにしてしまうと個人の権利の問題であったり、公正な判断がしづらくなるということもあると思われ、ただ、そのような中でいろいろチャレンジをされているんだなと感じた。

堅い話題で触れにくいところをどう周知して行くかという点の事例として、選挙の投票率が下がっていく中で、若い人たちに投票に行ってもらうにはどうすべきかを考える機会があった。ある小学校で、6年生の最後の給食を選挙で選ぶという取り組みをされたところがある。ハンバーグ候補者と鶏の唐揚げ候補者がいて、こんなところにこだわっているなどの説明を熱く話した鶏の唐揚げ候補者が大差で勝ったのだが、つまり、若いうちに自ら参加する経験をするのが大事なのではないか。出前講座の中でもいろいろ実施されていると思うが、何か身近なものに例えて議論をして最後に結論を出す、というような、裁判になぞらえたような取組ができるといいのではないかと思う。

最後に質問だが、絶対的な経験人数が少ないという話が委員長からあったが、今、裁判員裁判の対象事件は限られていると思われる。その対象事件を広げるといような議論はされているのか教えていただきたい。

◎ 裁判所の出前講義は、法教育という形で法務省が所管して実施しているが、

知識の底上げというような観点からも、全省的に考えていかなければならないと考えている。

すべての犯罪について民意を反映させなければいけないかということと、かなりコストがかかる制度であるということと、それらの調和というところで今の形になっていると思われるが、裁判員裁判の対象範囲が狭すぎる、広すぎるということについての議論は今のところは聞いていない。アメリカのように陪審制度に対する判断が根付いているというわけでもない日本において、司法制度改革の際に、どの程度刑事裁判に国民的基盤を入れる必要があるのかという議論の末に対象範囲が決められたと思うので、今後、また様々な意見が出れば、法務省が中心となって検討するのではないかとと思われる。

- 司法を身近に感じてもらうということは非常に重要なことであるので、そのための広報というのは必要であるし、裁判員を経験していい経験だったと広報していただくのも重要なことだと考えている。他方で、裁判員になる方の不安を解消するために、刑事裁判は誰でもできる、怖くないものだ、というようなことを強調しすぎるのはどうかと思う。刑事事件は、人を刑務所に入れたり、時には死刑にしたりもするので、非常に大変なものであり、精神的な負担も大きく、事実認定も誰にでもできるものではないし、簡単なものではない。人が亡くなっていたり悲惨な状況になっていることもあり、どうしてもリアルで生々しいし怖い、それを、大丈夫だ、誰でもできるという広報であるとすれば、それは違って、そういうものだが必要なものだ、とするのがあるべき広報ではないか。そうではない、大丈夫だと言うために、裁判そのものを変えてしまうというのは本末転倒であるのではないか。裁判員を経験された方のアンケートでは、すごくいい経験をしたと書いていただき、それは非常に嬉しいと思う反面、我々は決していい経験をしていただくために裁判をやっているわけではなく、やはり裁判というものは簡単なものではない、それをわかっていただいた上で、それでもやったことには意味がある、この制度には意味がある、というように、もう少し深いところでよか

ったと考えてもらえるようにするのが、あるべき姿だと考えている。

◎ 刑事裁判は非常に難しく、人の人生に関わる重大なことであり、それに参加して、悩んで議論して一定の結論を出す、そこにやりがいを感じていただいているという点が伝わるような広報にしていきたい。

○ 18、19歳からも選任されるようになったという一方で、学生は辞退できるということであるが、どの程度の若い人がどうやって参加しているのかを周知するのはどうか。

また、広報資料には、家族や職場の理解があって参加することができたというようなコメントがあったが、実際に参加された方々の年齢構成についてとか、教員研修で子供たちを相手に授業を想定しているとのことだが、それは何を目指しておられるのかとか、そういった点を絞り込んで、何を伝えたいかをご検討いただくのがいいのではないかと。ぜひ若い人の意見を吸い上げて、体験談等も若い人から若い人に伝えられるといいと思う。

◎ 候補者から選任された選任率を見ると、18、19歳については1.3%であって、その率は低い。学生ということが辞退事由になっているのに、18、19歳という学生に相当する年齢の者に裁判員についてアピールしているというのは矛盾しているようにも思われるが、辞退事由は定められていたとしても、裁判員裁判を経験することは貴重なもので、学校でも補充授業等の配慮のもと、裁判に参加したいという若者の行動をサポートしてあげてほしいという形で広報したいと考えており、学校の協力をお願いしたい。また、若い経験者の意見が若い人たちにアピールするのではないかとという観点から、裁判員等経験者との意見交換会に若い人にも来ていただきたいと考えている。

○ 30年ほど前に、埼玉で戦後初めての模擬陪審裁判を実施したが、そこから弁護士会を中心に全国的に模擬陪審運動が広がって、それが直ちに裁判員制度につながったのかという若干違うという見方もあるが、その際に私もそれに携わっていた。陪審裁判に関してよく取り上げられる映画が「十二人の怒れる男」であるが、これが古典的な名作としてずっと生き残っているの

は、人間だれしものが理性に忠実にやっていたら真実にたどり着く、ただし、その間のプロセスは非常に苦勞も多く簡単なことではない、ということに感動するからである。そして、最も感動させるシーンはというと、最後に、街の中にそれぞれがバラバラに散っていく、一般の市民に帰っていくところであって、これは、誰でもできるよということを行っているわけではなく、本当に一般の市民が尊い作業をする、ただし、非常に苦勞しながらというのが重要であって、広報もそういった点を示せるといいのではないか。

- 裁判員をやりたくない理由として、逆恨みの恐れというのがあったが、この点については、警察としては裁判員の方のご意向に沿って、適切な形での対策を行っていくこととしているので、ご安心いただきたいと思っている。

第6 次回のテーマについて

- 1 沖中委員から、「民事訴訟手続のIT化」を次回のテーマとするご提案があった。
- 2(1) 上記の他、次回のテーマについて意見募集をした。
- (2) 意見がある場合は、4月末頃までに連絡をいただけるよう依頼し、その上で決定することとなった。

第7 次回期日

未定